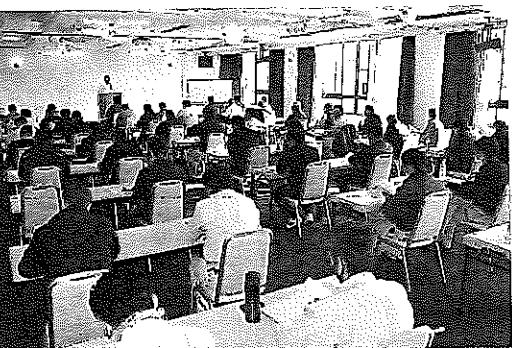


R2.12.3

## 52人が特別教育修了 フルハーネス使用作業



電設協

熊本県電設業協会（岩崎裕会長）は11月28日、ユースピア熊本で「フルハーネス型墜落防止用器具使用作業特別教育」を開いた。会員企業で電気作業に従事する52人が受講し、関係法令や器具の基礎知識・使用方法など規定の教育を修了した。

昨年2月の労働安全衛生規則の改正で、高さ2メートル以上で作業床を設けることが困難な場所においてフルハーネス型を用いる業務は特別教育が義務化されている。28日は、胴ベルト型の安全帶を用いて6カ月以上従事した経験を有する

者が対象となる1時間コースの教育を実施。エレベックの永野広朗取締役専務が講師を務め、墜落等による労働災害の状況

や、フルハーネスの装着・整備・点検の方法などを座学と実技で講義した。永野専務は受講者に対して、「高所作業等で対策をしていない現場がある場合または部下等がいた場合は、違法という認識を持ち、しっかりと指導できるようになつてほしい」と訴えた。